

令和2年度第2回花巻市地域公共交通会議録

1 開催日時

令和2年8月24日（月）午後2時30分～午後3時10分

2 開催場所

花巻市定住交流センター 1階 COMZホール

3 出席者

(1) 委員 28名中 20名出席

小野寺 実 委員（国土交通省東北運輸局岩手運輸支局 首席運輸企画専門官）

八重樫 徹 委員（岩手県警察花巻警察署 交通課長）

重茂 猛 委員（花巻市建設部道路課長）

田村 清隆 委員（岩手県交通株式会社 専務取締役兼乗合自動車部長）

立花 徳久 委員（岩手県タクシー協会花巻支部 支部長）

鈴木 一成 委員（公益社団法人岩手県バス協会 事務局長）

藤原 繁人 委員（岩手県交通労働組合 花巻支部長）

高橋 英明 委員（花巻市PTA連合会 会長）

伊藤 蓉子 委員（花巻市交通安全母の会連合会 会長）

伊藤 實 委員（花南地区コミュニティ会議 会長）

平賀 仁 委員（太田地区振興会 会長）

高橋 一彦 委員（宮野目コミュニティ会議 会長）

中島 健次 委員（矢沢地域振興会 会長）

浅沼 裕治 委員（外川目コミュニティ会議 会長）

佐藤 芳彰 委員（八重畑コミュニティ協議会 会長）

小原 宏 委員（東和東部地区コミュニティ会議 会長）

漆戸 宏宣 委員（富士大学経済学部経済学科 講師）

木村 清且 委員（花巻商工会議所地域開発委員会 委員長）

平塚 正隆 委員（一般社団法人花巻観光協会 専務理事）

遠藤 雅司 委員（花巻市建設部長）

(2) 代理出席者

堀田 真人 委員代理（岩手県県南広域振興局経営企画部企画推進課 主事）

佐藤 英一 委員代理（国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所調査第二課 専門官）

多田 玲子 委員代理（株式会社東和町総合サービス公社 車両管理部長）

(3) 事務局

建設部都市政策課 澤田利徳課長、寺林和弘課長補佐兼公共交通係長、阿部亮介主査、
小林知央主事

4 傍聴者

2名

5 内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 協議

①大迫石鳥谷線の減便について

- (4) その他
- (5) 閉会

6 議事録

事務局(澤田課長) それでは、定刻となりましたので、これより令和2年度第2回花巻市地域公共交通会議を開催いたします。

私は本日の司会を務めます、都市政策課長の澤田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

まずは代理出席委員の方のご紹介をさせていただきます。

(代理出席 堀田真人委員代理、佐藤英一委員代理、多田玲子委員代理を紹介)

続いて、欠席者の方でございます。(馬場真也委員、柴田秀則委員、久保田明寿委員、月居康男委員、小田島克久委員)

続いて、次第に従いまして、2 会長挨拶に移ります。伊藤会長お願いいたします。

伊藤会長

花南地区コミュニティ会議の伊藤と申します。よろしくお願いいたします。本日はお暑い中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の議題は大迫石鳥谷線の減便についてです。この件につきましては平成28年度から複数回地元に対して説明を行ってまいりました。本日は色々ご協議いただきまして、正式に決めてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局(澤田課長)

伊藤会長ありがとうございました。

花巻市地域公共交通会議設置要綱第5条第2項により、「会長は交通会議を代表し、会務を総括し、交通会議の議長となる」と規定されてございますので、これ以降、伊藤会長に議長として進行をお願いいたします。

伊藤会長

それでは、3 協議に入らせていただきます。

最初に(1)大迫石鳥谷線の減便について、事務局より説明願います。

(1) 大迫石鳥谷線の減便について

事務局(寺林補佐)

大迫石鳥谷線は、大迫中学校からJR石鳥谷駅を結ぶバス路線で、岩手県交通株式会社が運行しております。現行の運行回数は平日9往復、土日祝日4往復ですが、利用者が少ないことによる多額の赤字や運転士不足などを理由に、令和2年10月1日から平日5往復、土日祝日3往復に減便しようとするものです。

なお、減便後は花巻市が当該路線の赤字額を全額補助する予定でありまして、減便後の赤字額は年間約920万円を見込んでおります。

①現行の運行内容です。先ほど申し上げたとおり、大迫中学校前から石鳥谷駅前まで15.5kmとなっております。平日9往復、土日祝日4往復を、②の平日5往復、

土日祝日 3 往復にするものです。

③減便の実施予定日は令和 2 年 10 月 1 日です。

④減便の理由ですが、当該路線の運行事業者である岩手県交通(株)が減便を申し出たもので、以下の理由によるものです。

- (1) 運転士が不足していること。
- (2) 当該路線は便数が多いものの利用者が少ないこと。
- (3) 当該路線が多額の赤字を出していること。

参考までに、令和元年度岩手県交通(株)の負担額は、約 1,170 万円となっております。赤字額は約 1,620 万円に対しまして、県と市の補助金合わせて 450 万円を補助しております。

(4) 県・市補助金に関する震災特例措置が令和 2 年 9 月末をもって終了する見込みであり、当該路線が令和 2 年 10 月から補助対象外となる見込みであります。

⑤経緯及び今後の予定です。

先ほど会長の方からも説明がありましたが、一回目の減便打診は、平成 28 年 12 月にありました。減便の主な理由として、運転士不足、当該路線の多額の赤字となっておりまして、平成 29 年 4 月 1 日から平日を 9 往復から 5 往復へ、土日祝日を 4 往復から 3 往復への打診がありました。

その後、12 月から翌年 1 月にかけて大迫地域からの意見聴取及び大迫区長会役員、岩手県交通(株)との協議を実施いたしまして、2 月に市から岩手県交通(株)に対し、減便に反対する意向を伝達しました。その後、岩手県交通(株)より現状の便数を維持する旨の通達がありましたが、今後減便の可能性があることにも言及されています。

その後、市が実施した利用促進策として、

(1) あんどん祭り等のイベントに合わせて、当該路線の利用者を対象とした帰りの無料バスを運行。今年度については新型コロナウイルス感染症の影響で未実施。

(2) 高校生の通学定期補助

令和 2 年 4 月から行っており、現在の 5 名の生徒の方が利用。

(3) 広報・大迫支所だよりへの記事掲載、チラシの配布

(4) 大迫支所への懸垂幕の設置

(5) 大迫地域の振興センター等へのポスター掲示

など利用促進の啓発をしているところです。

その後、昨年 11 月～12 月に 2 回目の減便打診がありまして、岩手県交通(株)から減便または廃止したい旨の話を受けておりまして、市からは反対の意向を伝達しています。減便・廃止理由は先ほどお話ししました、1 ページの④のとおりです。

今年の 5 月～6 月に岩手県交通(株)より市の赤字補てんを前提とした、平日 4.5 往復、土日祝日 3 往復の減便案の提示を受けまして、市としては大迫中学校、大迫高校、通学定期補助対象者の意見を伺い、調整した減便案を提示しました。案については、平日を 4.5 往復から 5 往復に追加してほしいと要望しております。

7 月 21 日、22 日に大迫地域及び石鳥谷地域において、市議会議員、各地区コミュニティ会議会長、大迫区長会役員に対し減便について説明しました。両地域とも減便はやむを得ないと伺ったところでございます。

8 月 6 日に大迫地域において減便に関する住民説明会を開催いたしまして、地元住民の方等 21 人が参加されました。説明会においても減便はやむを得ないとして異論はありませんでしたが、若干の時刻調整の希望がありました。その時刻調整については、先般、意見があった方々の希望にできるだけ沿うように時間調整をしているところです。

今後の予定といたしまして、9 月 1 日頃には、減便について、大迫地域全域及び

石鳥谷地域の一部沿線の行政区に回覧の文書を配布する予定です。合わせて、広報9月15日号にて減便を周知いたしまして、10月1日から減便の実施となる予定です。

3 ページ目は、現行の時刻表と減便後の時刻表を掲載しております。時刻の要望についてですが、朝の便と夕方の便について希望があったところです。例えば、平日の6時35分については、現行の6時27分と7時7分の2本を統合した形になりますが、7時7分にしてほしいという方がいらっしゃいました。しかし、6時27分を今利用している高校生が1名いまして、7時7分にすると高校には間に合わないということで、6時35分にしたところです。夕方の18時15分については、大迫中学校・大迫高校の要望と、地元企業に通勤されている方から要望がありまして、時間を調整し、18時15分としたところです。

4 ページ目は、大迫石鳥谷線の直近5年間の収支状況です。平成27年度からの5年となっておりますが、平成27年度の平均乗車密度は2.2人でしたが、昨年度は1.4人となっております。平均乗車密度は、始点から終点まで常に乗車している人数となっております、年々減少しております。

また、経常収支ということで、平成27年度はマイナス1,070万円というところでしたが、昨年度はマイナス1,620万円程度となっております、赤字の額も年々増えている状況です。

以上で、事務局より説明を終わります。

伊藤会長

ただいま事務局より説明がございましたけども、質疑に入りたいと思います。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

小原委員

三点お伺いします。

減便後の赤字額は920万円ほどということでしたが、減便後の収支計画はどうなっているのでしょうか。

市の今後の利用促進策についてですが、無料バスの運行や定期券の補助などの実施予定についてお尋ねします。

地域住民に対する周知の方法ですが、大迫地域及び石鳥谷地域の一部の方について、回覧文書を出すということですが、回覧だとよく確認せずに回してしまう方もいるかもしれません。大迫地域と石鳥谷地域の一部沿線の地域について全戸配布できないもののでしょうか。大迫地域の方には特に徹底した方が良いのではないかと思います。

減便の件については何回も会議を開いているので、やむを得ないことと思いますが、東和地域では土沢線の例があります。今は土沢からイトーヨーカドーまで走っていますが、以前は東晴山から走っていました。東和高校がなくなってから乗客が減ってしまったということでしたが、人が少なくなれば大迫地域でもこういったことになるのではないかと危惧をしているところです。

事務局（寺林補佐）

三点についてご説明いたします。

一点目の収支状況についてですが、岩手県交通様からは経常費用が1,368万6千円、経常収益については451万4千円、経常収益がマイナス917万2千円という収支計画が出されています。

二点目の利用促進策についてですが、現行では定期券補助を行っておりますし、この路線はスクールバスもかねておりまして、スクールバスの路線については維持するということとしています。利用促進について今以上に何かあればやっていきたいところですが、案がなかなか出ないところです。

三点目に全戸配布ということでしたが、先ほど申し上げたとおり、9月15日に広報が全戸配布されますので、そちらで確認いただきたいところです。岩手県交通(株)にはバス停に早めに新しい時刻表をつけていただくということで、通常であれば時刻改正の1週間前ということでしたが、これについては確定次第すぐにつけていただくようお願いしております。

我々としても幹線路線として維持していきたい路線ですので、今回こういった提案をさせていただいて岩手県交通(株)にご協力いただいているところです。

漆戸委員

路線バスの乗客として期待できるのは、学生の通学というのが一つ考えられると思います。もう一つは主な停留所を見てもわかりますように、病院への通院が期待できると思いますが、新しい時刻は病院の診療時間に合うのでしょうか。とりわけ、朝の診療開始時間ですが、朝一番に並んで診療をすると考えたときにタイミングとしてはどうなのかというのを伺いたいと思います。

事務局(寺林補佐)

診療時間ということでしたが、現行が6時27分と7時7分ということで、通院の方で7時7分を使いたいという方がいらっしゃいました。先ほど申し上げたとおり、経費上2本を統合せざるを得ないことから、減便後は6時35分を使っていたかと思っております。合わせて、説明会等で聞いていますと、石鳥谷の病院(石鳥谷地域医療センター)へ通院されている方がいらっしゃいまして、そちらは無料バスが往復で出ているようで、そのバスを使っているということで大迫石鳥谷線の方はなかなか利用されていないというところもあるのかなと思います。宝陽病院については、石鳥谷駅から宝陽病院までの便がありまして、そちらについては現状維持となっております。

小野寺委員

先ほど事務局の方から市が実施した利用促進策について話がありましたが、苦慮されているということでしたので、参考までにほかの市町村でどのような取り組みがされているかというのをお話しさせていただきます。

基本的には花巻市で取り組まれていることと多くは変わりませんが、バスマップを作って配布したり、広報誌やホームページに上げたりしています。あとはバスの乗り方教室といったところで、どういう風にバスを利用するのかという教室を開いたりという事例があります。乗り方教室になりますと、ターゲットをどういう層にするかというところで、利用の多い高齢の方をターゲットにしている事例もあります。これからのことも考えて、幼稚園などの子どもたちを対象に開催しているという事例もあります。あとは体験乗車ということで、皆さんに集まっていたいて、ある一定の区間を回ってきてバスに親しみをもってもらうという取り組みをしている自治体もあります。もちろん事業者と協力してというところになります。

運転士不足という状況もありますので、岩手運輸支局としましても、毎年高校を訪問しまして、進路指導の先生方にお話しさせていただいたりといったことをしております。

伊藤会長

ほかにご意見、ご質問がないようですので、事務局案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか？

(一同異議なし)

伊藤会長

以上で協議は終了となります。ありがとうございました。

事務局（澤田課長） 伊藤会長、大変ありがとうございました。
続いて、次第（５）その他ですが、事務局から「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付申請に係る生活交通確保維持改善計画の変更」につきまして、報告がございます。

事務局（寺林補佐） 本日お渡しした資料をご覧ください。
6月24日に開催いたしました、第1回公共交通会議で協議した案件のうち、「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付申請に係る生活交通確保維持改善計画の策定」につきまして、資料の一部に修正が生じたので、ご報告いたします。お手元の資料は、その改善計画に添付しておりました、令和3年度の計画表1「地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者」となりますが、計画運行日数、計画運行回数について修正がございまして、修正の理由としては、
（１）有限会社大迫観光タクシーが、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可の申請をたいていまして、当初、10月1日に間に合わせる予定でしたが、間に合わない見込みとなったことから、（有）大迫観光タクシーの運行期間が令和2年10月～令和3年9月から、令和2年11月～令和3年9月へと変更になります。
（有）大迫観光タクシーの運行期間の減少分を補うため、（株）文化タクシーの10月の車両台数を1台増やしまして、変更前の2台から、変更後は、令和2年10月は3台、令和2年11月～令和3年9月までは2台にするというものでございます。
（２）大迫地域予約乗合バスの計画運行回数の修正について、6月に計画を出したときは、1台あたりの運行回数を記載しておりましたが、正しくは全車両の2台分の回数を記載するということになりまして、616回とありましたが、前回であれば1,232回が正しい数字になっておりまして、今回はそれに10月分の運行回数を足したものとなります。
変更後は、（株）文化タクシーの運行回数が1,284回、（有）大迫観光タクシーの運行日数が141日、計画運行回数が564回となっております。ちなみに、大迫地域の運行日になりますが、月・水・金の週3日の運行となっております。
以上、報告を終わります。

事務局（澤田課長） 事務局から説明がありましたが、何かご質問やご意見等ございますでしょうか。

小原委員 先日、花巻市地域公共交通会議における書面議決というものがきまして、内容のとおりだろうということで、私も賛成ということで出しましたが、配布された資料に書かれたとおりだとは思いますが、平たく言うと、どういうことなのでしょう。もう一度ご説明いただければありがたいです。

事務局（寺林補佐） 7月28日の書面議決のお話しもいただきましたので、それも含めてご説明いたします。書面議決につきましては、経緯を委員の皆様へ報告しておりましたが、6月30日に大迫地域予約乗合バスを運行している（株）文化タクシー、（有）宮野目タクシー・宮野目観光バス、（有）大迫観光タクシーの3社において、道路運送法第15条に基づく、一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画変更の認可と、道路運送法第4条に基づく一般乗合旅客自動車運送事業の許可を得ないまま運行していたことが判明しました。その後、（株）文化タクシー、（有）宮野目タクシー・宮野目観光バスについては、そもそも乗合事業を行っていたため、エリアの追加の申請をすれば

良いということで、7月10日に認可されまして、13日に運行を再開してございます。(有)大迫観光タクシーの道路運送法第4条に基づく許可につきましては、現在申請しているところでして、許可までには時間がかかるということで、今現在は2社で運行しております。当初の計画では10月1日から3社で運行をする予定でしたが、手続きが遅れているとため(有)大迫観光タクシーの運行開始を、11月1日からに延期した計画に変更するものでございます。

事務局（澤田課長） 利用されている方につきましては、不便なく、今まで通りご利用いただいているということでございます。

小野寺委員 資料の補足をさせていただければと思います。今回、運行回数並びに運行日数の変更に関しましては、申請手続きについて、9月末に事業の認定を国土交通省でさせていただきます。それまでにある程度数字を入れていただく必要がありましたので、この数字を計上していただくということになります。今後、変更等が生じた場合は、中身によっては公共交通会議で議論をしていただいて、申請手続きをしていただくということもございますが、例えば回数が減少する、下回るというような場合については大きな変更がなければ、手続きを省略することも可能になってきます。これはあくまでも決まった回数というものの、年間このくらいの予想ということで出すものになりますので、数字が上回らないように事業者間で調整していただくということが可能であれば、そういった形で変更の手続きを回避するという方法もあるかと思っておりますので、今後、事業者と花巻市の間での話し合いになるかと思っております。

道路運送法の手続きの関係ですが、道路運送法第4条の許可申請については、協議会案件でも標準処理期間を2か月いただいております。先週中に申請いただけているということですが、そこから許可まで2か月ということになると10月の運行は難しいかと思っております。4月、10月を目指して運行という案件が非常に多く、申請が集中する時期になりますので、運輸局としてもどうしても期間が必要になるということをご理解いただければと思います。

一点質問ですが、今回令和3年度の計画変更ということで、株式会社文化タクシーの運行回数が2倍となっておりますが、これは令和4年度、5年度は変更されないということによろしかったでしょうか。

事務局（寺林補佐） 令和4年度、5年度については変わらず同じ運行回数となっております。

小野寺委員 令和3年度のフィーダー申請をされる際は、令和3年度、4年度、5年度の3年の計画を出すと思いますが、今回令和3年度の変更をされていますけれども、令和4年度、5年度は前回承認された回数から変更がないという認識でよろしかったでしょうか。

事務局（寺林補佐） そうなります。

小野寺委員 先ほどご協議いただきました、大迫石鳥谷線の道路運送法に基づく事業計画の変更の手続きですが、事業者の方のお手続きになると思いますが、適宜手続きいただければと思います。

事務局（澤田課長） 他に何かございますでしょうか。
ないようですので、これを持ちまして令和2年度第2回花巻市地域公共交通会

議を以上で閉会とさせていただきます。ありがとうございました。